

京都市訓令甲第3号

会 計 室

京都市会計室長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表会計室長の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同項第20号中「20,000,000円以下」を「80,000,000円未満」に、「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表会計室長の項中第20号を第19号とし、第21号から第43号までを1号ずつ繰り上げる。

別表会計課長の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同項第14号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に、「物件、労力その他」を「物品等」に、「これ」を「契約並びにこれら」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、契約にあっては、1件100,000円以下の契約及び理財局長が別に定める随意契約に限る。

別表会計課長の項第14号を同項第13号とし、同項第15号を削り、同項第16号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号を削り、同項第18号を同項第15号とする。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)